

議第150号

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等
等を定める条例および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する
基準等を定める条例および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基
準等を定める条例の一部を改正する条例

(滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基
準等を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関
する基準等を定める条例 (平成25年滋賀県条例第6号) の一部を次のように改正する。

別表第1第2項第3号中「 (イ) 」を「 (ア) 」に改め、同項第4号および第5号中「 (イ) 」
を「 (ア) 」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次のアからオまでに掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者 (介護保険
法 (平成9年法律第123号) 第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当
する同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護 (以下「指定小規模多機能型居
宅介護」という。) の事業を行う者をいう。以下同じ。) が地域において児童発達支援が
提供されていないことその他の事由により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対
して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス (登録者 (指定小規模多機能型居宅
介護を利用するために、当該指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所 (以下「指
定小規模多機能型居宅介護事業所」という。) に登録を受けた者をいう。以下同じ。) を
指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う同項に規定する小規模多機能型居宅介
護をいう。以下この項において同じ。) を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当
児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当
児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この項 (第3号 (前項第6号ウ (ア)
および (工) を除く。) の規定を準用する部分に限る。) を除く。) の規定は、当該指定小

規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

ア 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数とこの号の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス、別表第3第2項において準用するこの号の規定により放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援とみなされる通いサービスまたは指定障害福祉サービス基準条例別表第3第2項第2号の規定により同項第1号に規定する基準該当生活介護とみなされる通いサービス（以下これらを「みなし通いサービス」という。）を利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者および障害児の数とを合計した数の上限をいう。以下この号において同じ。）は、25人以下とすること。

イ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数の1日当たりの上限をいう。）は、登録定員の2分の1に相当する数から15人までの範囲内とすること。

ウ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間および食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとする。

エ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の数は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスの利用者の数を、通いサービスの利用者の数とみなし通いサービスを受ける障害者および障害児の数とを合計した数であるとみなした場合における介護保険法第78条の4第1項の市町村の条例で定める員数を満たしていること。

オ この号の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3第2項第2号中「地域密着型サービス」を「指定地域密着型サービス」に、「行う同法第8条第18項」を「行う同項」に改め、同号ア中「通いサービス（以下）」を「通いサービス、指定通所支援基準条例別表第1第2項第6号の規定により同項第1号アに規定する基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスまたは指定通所支援基準条例別表第3第2項において準用する指定通所支援基準条例別表第1第2項第6号の規定により児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係る同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援とみなされる通いサービス（以下これらを）」に、「障害者」を「障害者および障

害児」に改め、同号イおよびエ中「障害者」を「障害者および障害児」に改め、同号オ中「みなし通いサービス」を「この号の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス」に改める。

別表第4第2項第1号ア、イおよびエ中「利用者」を「障害者および障害児」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。